

	15消安第6398号	平成16年2月26日
改正	18消安第14806号	平成19年4月2日
改正	25消安第4266号	平成25年12月5日
改正	26消安第2835号	平成26年9月1日
改正	27消安第3609号	平成27年10月1日
改正	29消安第6816号	平成30年4月5日
改正	元消安第6088号	令和2年4月1日
改正	2消安第3846号	令和2年12月1日
改正	2消安第4282号	令和3年2月12日
改正	3消安第3183号	令和3年10月12日
改正	7消安第2779号	令和7年8月28日

殿

農林水産省消費・安全局長

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について

牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知いただくとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしくお願いする。

- 1 「複合肥料の登録申請書の記載方法について」（昭和32年11月20日付け32農経局第3019号農林省農林経済局長通知）
- 2 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11

月 1 日付け 1 3 生畜第 4 1 0 4 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。

- ・法：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）
- ・管理措置告示：平成 2 6 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1 1 4 5 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）
- ・特殊肥料告示：昭和 2 5 年 6 月 2 0 日農林省告示第 1 7 7 号（特殊肥料等を指定する件）
- ・公定規格：昭和 6 1 年 2 月 2 2 日農林水産省告示第 2 8 4 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

(1) 原料加工工程確認の対象について

と畜場（と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場をいい、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）のうち、牛のみに係るものの排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項又は第3項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を受けることを要しない。

また、原料となると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料について、管理措置告示第1項第2号ロ又は第2項の規定に基づく措置（代替措置として附則第2項に規定する措置を行う場合は除く。）が行われた肥料のみを原料とし、かつ、この他にと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料を使用しない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていないと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料を、指定混合肥料の原料として使用することはできない。

(2) 原料確認の対象について

牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）（以下「皮等」という。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格における「その他の制限事項」の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象となる。

なお、牛等の肉、骨、臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さは、食品に当たらないことから、これらを原料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

また、牛等の部位を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で製造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を行うことを要しない。

2 製造工程の確認手続について

(1) 原料加工工程確認又は原料確認（以下「大臣確認」という。）を受けようとする者

は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1) の確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合しているかどうかについて、4及び6(1)の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

(3) 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程が別紙基準1又は別紙基準2に適合しなくなったときは、別紙様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、(2)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

3 製造工程等の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1か月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が別紙基準1及び別紙基準2に適合しているかどうかについて、4及び6(1)の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 変更確認申請を行った者は、イの規定により別紙基準1及び別紙基準2に適合しない旨の通知を受けた場合には、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

(2) その他の変更

ア 大臣確認を受けた者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程等の変更がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

イ アの届出において変更があった事項が確認書の記載事項に該当する場合にあつては、大臣確認を受けた者は、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

4 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、2の(1)の確認申請、3の(1)の変更確認申請又は3の(2)の変更の届出（以下「確認申請等」という。）を受理したときは、確認申請等を行った者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に対し、受理した書類（副本1部）を送付するものとする。確認申請等が原料確認に係るものであつた場合、送付を受けた地方農政局等は、別紙基準2の1の(4)のアの(ウ)に基づ

き、当該肥料の生産業者が国内の原料収集先と締結した契約に基づいて行う履行状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。

5 製造設備の故障等への対応について

大臣確認を受けた者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛等の部位を使用する肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

6 センターの調査

- (1) 農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）は、2の（1）の確認申請又は3の（1）の変更確認申請があった場合において、センターに、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合するかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。
- (2) センターは、（1）の調査を実施したときは、その結果を消費・安全局長に報告するものとする。

7 大臣確認を受けた製造事業場の公表

2の（2）又は3の（1）のイの規定により、農林水産大臣が別紙基準1又は別紙基準2に適合する旨を確認申請者に通知したときは、消費・安全局長は、その旨をセンターに通知するものとする。センターは、当該通知に係る肥料の製造事業場について、センターのホームページに公表するものとする。

8 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて

- (1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。
 - ア 原料に、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げる牛等の部位（以下「厚生省令別表第1の部位」という。）及び脊柱（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸（けい）椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸（けい）椎棘（きょく）突起、胸椎棘（きょく）突起、腰椎棘（きょく）突起、仙骨翼、正中仙骨稜（りょう）及び尾椎を除く。）（以下「脊柱」という。）が含まれていないこと並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと
 - イ 当該肥料が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものである

こと

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

- (2) 外国において本邦に輸出される肥料を生産する者（以下「外国生産業者」という。）であって、皮等を原料とする肥料について、法第33条の2第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「外国肥料登録申請等」という。）を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合は、輸出するロットごとに（1）の輸出国証明書を添付するものとする。

- (3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に厚生省令別表第1の部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと

イ 当該皮等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、当該皮等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

- (4) 皮等を原料とする肥料の輸入業者又は外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する生産業者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令に照らし、輸入する肥料等が輸入可能なものであることを確認するものとする。

9 牛由来の第2りん酸カルシウム等を原料とする肥料の取扱いについて

- (1) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料（たん白質を含まないものに限る。以下同じ。）の輸入に当たっては、輸入業者は、8の（1）の輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

- (2) 外国生産業者であって、牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、輸出するロットごとに8の（1）の輸出国証明書及び9の（1）の輸出国証明書を添付するものとする。

10 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

- (1) 国内で製造された牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、別紙記載例1-1又は別紙記載例1-2による確認書の写しが添付された牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンのみを原料とするものとする。

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに当該確認書の写しを添付するものとする。

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア 当該肥料が牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること（当該肥料が飼料としても利用されるものである場合に限る。）

イ 原料の牛の皮に厚生省令別表第1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) 外国生産業者であって、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、輸出するロットごとに(2)の輸出国証明書を添付するものとする。

(4) 外国から輸入した牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料（以下「皮由来ゼラチン等」という。）を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア、イ又はウについて証明する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮由来ゼラチン等が牛の皮のみに由来するものであること（当該皮由来ゼラチン等が飼料の原料としても利用されるものである場合に限る。）

イ 当該皮由来ゼラチン等に厚生省令別表第1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ 当該皮由来ゼラチン等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

第2 特殊肥料の届出について

1 原料確認等について

(1) 牛等の部位を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

ア 原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写し

イ 原料確認を受けていない事業場にあつては、原料となる牛等の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類

(2) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする特殊肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の7の(1)又は(3)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

(3) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の7の(1)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

- (4) 第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の生産業者は、別紙記載例1－1若しくは別紙記載例1－2による確認書の写し又は肥料の原料に係る第1の10の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。
- (5) 第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の10の(2)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

第3 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置等について

- (1) と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項に規定する登録若しくは第3項に規定する仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

- (2) と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

2 原料確認等について

- (1) 牛等の部位を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受けている旨、又は原料となる牛等の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

- (2) 第1の8の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の8の(1)又は(3)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

- (3) 第1の8の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の8の(1)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。

- (4) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の8の(1)及び9の(1)の輸出国証明書を、当該肥料の肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。
- (5) 第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の生産業者は、別紙記載例1-1若しくは別紙記載例1-2による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第1の10の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。
- (6) 第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の10の(2)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。

第4 管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票について

1 肥料原料供給管理票

管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票は管理措置告示第3項による肥料原料供給管理票の記載例により記載することとする。

2 肥料原料供給管理票による流通工程管理措置を行う肥料の表示

管理措置告示第3項に規定する流通工程管理措置により、他の肥料の原料として流通する肥料については、その肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載することとする。また、容器又は包装を用いない場合にあっては、保証票の欄外に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」と記載することとする。

第5 管理措置告示附則第2項に規定する措置について

管理措置告示附則第2項の「第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該肥料の流通过程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）」は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）」第1の1に規定する措置とする。

第6 由来する動物種の記載について

「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和3年6月14日農林水産省告示第1015号）5及び6により、農林水産大臣が定める動物由来たん白質を原料に使用する普通肥料については、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示が義務付けられている。

由来する動物種については、同告示5及び6に規定するとおり、「動物由来たん白質」又は「牛等由来たん白質」の記載の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるものとする。

第7 帳簿の備付けについて

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛等の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準

第 1 生産業者の確認基準

1 製造条件

管理措置告示第 2 項に規定する原料の加工を行う場合にあっては、行う措置に対応する以下の条件を満たすこと。

(1) 炭化（管理措置告示第 2 項第 1 号）

当該肥料の原料を、空気を遮断し 800℃ 以上で 8 時間以上加熱を行うこと。

(2) 灰化（焼成）（管理措置告示第 2 項第 2 号）

当該肥料の原料を、空気の流通下で 1000℃ 以上で燃焼を行うこと。

(3) 熔融（管理措置告示第 2 項第 3 号）

当該肥料の原料を、1000℃ 以上で熔融を行うこと。

(4) アルカリ処理（管理措置告示第 2 項第 4 号）

当該肥料の原料を、水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合し、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの最終濃度 2.3mol/L 以上及び 85℃ 以上の状態で、1 時間以上の処理を行うこと。

(5) 蒸製（管理措置告示第 2 項第 5 号）

当該肥料の原料を、133℃ 以上及び 3 気圧以上の状態で 20 分間以上蒸製を行うこと。

(6) ゼラチン及びコラーゲンの処理（管理措置告示第 2 項第 6 号）

当該肥料の原料を、①脱脂、②酸による脱灰、③酸処理若しくはアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃ 以上で 4 秒間以上の殺菌処理の全ての工程を経て処理する方法又はこれと同等以上の感染性を低下させる処理を行うこと。

2 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

3 製造管理者

製造事業場に、この基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

第 2 輸入業者の確認基準

1 輸入先の製造事業場の基準

管理措置告示第 2 項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場は（1）から（4）までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間

で締結すること。

- (1) 輸入先の製造事業場は、第1の1の製造条件を遵守すること。
- (2) 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
- (3) 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出国証明書を添付すること。
- (4) 輸入先の製造事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の履行状況を確認することを認めること。また、当該確認のために肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者にあつては、以下の条件を満たすこと。

- (1) 販売荷口ごとに、第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出国証明書を添付すること。
- (2) 輸入業者は、適切に輸入に関する帳簿を備え、記録を8年間保存すること。

第3 登録外国生産業者の確認基準

1 製造条件

輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出国証明書を添付すること。

2 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

3 製造管理者

製造事業場に、この基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

牛等の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛等の部位は、以下のいずれかを満たすもののみを受け入れること。

ア (4) のアの(ア)及び(ウ)を内容とする契約を締結した国内の原料収集先から供給される原料であって、原料供給管理票が付されたもの。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

イ (4) のアの(イ)及び(ウ)を内容とする契約を締結した国内の原料収集先から供給される原料

ウ (5) のアの(ア)から(ウ)までを内容とする契約を締結した外国の原料収集先から供給される原料

(2) 原料の輸送

別添1の2の基準を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

ア (1) のアの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛等※の部位(以下「脊柱等」という。)が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した原料供給管理票は8年間保存すること。

※「と畜場法第14条の検査を経ていない牛等」とは、農家でへい死した牛等など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛等をいう。このような牛等は、頭部、脊髓等の部位を完全に除去することが困難であり、また、牛の脊柱も含まれることから、当該牛等の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

イ (1) のイの場合にあっては、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と当該原料収集先に牛等の部位(脊柱等を除く。)を供給している者が(4)アの(イ)及び(ウ)の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。また、その帳簿は8年間保存すること。

ウ (1) のウの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に脊柱等が混入していないことを(5)のアの(イ)に規定する政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写し(以下「輸出国証明書」という。)の記載内容、供給

された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した輸出国証明書は8年間保存すること。

(4) 国内の原料収集先との契約

- ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と（ア）又は（イ）のいずれか及び（ウ）を内容とする契約を締結すること。
 - （ア）原料収集先が、別添1の基準を満たすこと。
 - （イ）原料収集先が、脊柱等を受け入れないこと。
 - （ウ）原料収集先が、牛等の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。
- イ 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

(5) 外国の原料収集先との契約

- ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と（ア）から（ウ）までを内容とする契約を締結すること。
 - （ア）原料収集先が、別添1の基準を満たすこと。
 - （イ）原料収集先が、出荷するロットごとに別添1の基準に適合することについて原料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の輸出国証明書を添付すること。
 - （ウ）原料収集先が、牛等の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認のために原料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該生産業者に同行することを認めること。
- イ 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

- ア 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の基準を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。
- イ 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の基準を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。
- ウ 牛等の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

- ア 牛等の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。
- イ アの帳簿について8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

- (1) 牛等の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の基準を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。
- (2) 出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿その他出荷に係る記録については、8年間保存すること。
- (3) 原料を管理するための帳簿の記録等の措置が十分に行われていない生産業者等に対しては、原料肥料を出荷しないこと。

4 製品輸送に係る基準

牛等の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送すること。

5 製造・品質管理者

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛等の部位を扱う事業場

- (1) 原料となる牛等の部位には、牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。
- (2) 原料となる牛等の部位は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) 月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨が行われている場合は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難しい場合は、月齢が30月以下の牛に由来する脊柱と月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、月齢が30月以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、月齢が30月を超える牛の脊柱はその容器で保管されていること。
- (4) 原料となる牛等の部位に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 原料となる牛等の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛等の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (6) (1) から (5) までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛等の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。
- (7) 原料となる牛等の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(6)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明書が交付されていること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

2 原料となる牛等の部位の輸送

- (1) 原料となる牛等の部位の輸送に当たっては、原料となる牛等の部位を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、原料となる牛等の部位を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票又は輸出国証明書が携行されていること。

(別添 2)

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 確認責任者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
供給する原料の種類	牛脊柱除外済み牛等副産物
出荷年月日	〇〇年〇月〇日
出荷数量	〇〇 k g

(注) 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛等由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。

(別紙記載例 1 - 1)

(牛皮を原料とするゼラチン及びコラーゲンの生産工場から確認書を入手する場合)

確 認 書	
〇〇市〇区〇町〇番地 〇〇肥料株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 殿	
本確認書が添付されたゼラチン及びコラーゲンは、国内でと畜された牛の皮を原料とし、これ以外の原料を使用していません。	
年 月 日	
△△市△区△町△番地 △△ゼラチン株式会社 代表取締役 △△ △△	

(別紙記載例 1－2)

(牛皮を排出すると畜場等から確認書を入手する場合)

確 認 書

〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇肥料株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

本確認書が添付された牛皮は、国内でと畜された牛のものである。

年 月 日

△△市△区△町△番地

△△と畜場株式会社

代表取締役 △△ △△

(管理措置告示第 3 項による肥料原料供給管理票の記載例)

肥料原料供給管理票	
原料肥料生産業者等の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町
国内管理人の氏名又は名称及び住所 (外国生産肥料の場合に限る。)	〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
肥料の種類	〇〇肥料
肥料の名称	〇〇
荷姿、数量	〇〇k g T B 袋、2 袋 計 〇〇k g
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
製造事業場及び保管する施設の名称 及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名
譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
譲渡等がされた肥料の 使用目的	原料肥料として販売
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	

(別紙)

譲渡又は引渡しを行う生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
肥料の種類	〇〇肥料
肥料の名称	〇〇
荷姿、数量	〇〇 k g T B 袋、2 袋 計 〇〇 k g
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
製造事業場又は肥料を保管する施設の名称及び住所	△△肥料株式会社△△工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名

譲渡等を受けた生産業者等の氏名又は名称及び住所	□□肥料株式会社 □□県□□市□□町
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
譲渡等がされた肥料の使用目的	当社登録肥料の原料として使用
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	・摂取を防止する材料を使用 ・化成肥料等との混合

記入上の注意

- ・太枠上段は、譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）を行う生産業者等が記入すること。
- ・太枠下段は、譲渡等を受けた生産業者等が記入すること。
- ・外国生産肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第33条の2第1項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料をいう。
- ・管理措置を行った生産業者は、管理票の管理措置欄に行った管理措置を記載し、当該管理票を肥料原料生産業者に送付すること。（外国生産肥料については、国内管理人に送付すること。）
- ・譲渡等を受けた肥料を他の生産業者等に譲渡等を行う生産業者等は、出荷先ごとに別紙を作成し、管理票（小分けをした場合はその写し）に添付して譲渡等を行うこと。

別記様式第 1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における製造工程について、

昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号（特殊肥料等を指定する件）の 1 の（イ）又は（ロ）

昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 2 の（1）若しくは（2）の表、4 の（1）、（2）若しくは（3）の表、5 の（1）若しくは（2）の表、6 の（1）若しくは（3）の表、8 の（2）の表又は 13 の表

平成 26 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1145 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第 2 項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類
- 4 確認を求める管理措置（原料加工工程確認を求める場合）

備考：1 原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

- （1）原料収集先の一覧表（別添）
- （2）原料収集先と締結した契約書の写し
- （3）製造工程の図面（と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛等の部位又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

2 原料加工工程確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

- （1）製造工程の図面
- （2）ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 56 条に基づく第 1 種圧力容器設置届（写し）（蒸製措置について確認を求める場合）
- （3）処理能力が確認できる焼却・炭化施設の設計図（熱分解又は燃焼装置について確認を求める場合）

3 正本 1 部及び副本 2 部を提出すること。

4 （）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規

定について記載する。

(別添)

原料収集先の一覧表

確認申請業者名及び事業場の名称

確認申請業者連絡先（電話番号）

業 種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備 考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載。

別記様式第 2 号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、

昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号（特殊肥料等を指定する件）の 1 の（イ）又は（ロ）

昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 2 の（1）若しくは（2）の表、4 の（1）、（2）若しくは（3）の表、5 の（1）若しくは（2）の表、6 の（1）若しくは（3）の表、8 の（2）の表又は 13 の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

平成 26 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1145 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第 2 項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（1）若しくは（2）の表、4の（1）、（2）若しくは（3）の表、5の（1）若しくは（2）の表、6の（1）若しくは（3）の表、8の（2）の表又は13の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 確認を受けた肥料の種類
- 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を求める場合）
- 5 変更する事項
- 6 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

3 （）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（1）若しくは（2）の表、4の（1）、（2）若しくは（3）の表、5の（1）若しくは（2）の表、6の（1）若しくは（3）の表、8の（2）の表又は13の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

備考：（）内の記載については、確認した肥料の種類や確認内容に対応する規定及び確認結果について記載する。

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛由来の原料を使用する肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）第 1 の 2 の（3）又は 3 の（1）のウの規定により牛等の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を受けた肥料の種類
- 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を受けた場合）
- 5 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 6 製造基準を満たすことができなくなった時期

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）第 1 の 3 の（2）の規定に基づき、 年 月 日付けで確認申請を行った内容の下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

備考：1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- 2 正本 1 部及び副本 2 部を提出すること。

附 則（平成２５年１２月５日付２５消安第４２６６号）

本通知は、平成２６年１月４日から施行する。ただし、平成２５年１２月５日農林水産省告示第２９３９号（肥料取締法の規定に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）附則第二項の規定により同告示の施行前に行われる大臣確認にあっては、この通知の発出の日から施行する。

附 則（平成２６年９月１日付２６消安第２８３５号）

- 1 本通知は平成２６年１０月１日から施行する。ただし、平成２６年９月１日農林水産省告示第１１４６号（肥料取締法の規定に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）附則第二項の規定により同告示の施行前に行われる大臣確認にあっては、この通知の発出の日から施行する。
- 2 本通知の施行の日前に受けた第１による大臣確認は、改正後においてもなお効力を有する。
- 3 本通知の施行の日前に、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成１３年１１月１日付け１３生畜第４１０４号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）別紙２の３の（４）に基づきセンターの確認を受けている製造事業場について、その有効期間の間は、原料加工工程確認を受けたものとみなす。

附 則（令和７年８月２８日付７消安第２７７９号）

- 1 この通知は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。
- 2 この通知の施行に日以前に通知された牛等由来の原料を使用する肥料（と畜場の排水処理施設からから生じた汚泥を使用して生産された肥料を除く。）の原料加工工程確認の通知に係る確認書については、この通知の施行の日以降、無効とする。